

平成 22 年 5 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

年金数理人 大山義広

**「退職給付に関する会計基準（案）」等に対するコメント**

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 22 年 3 月 18 日に公表された、企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」、及び企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、下記のとおりコメントを 2 点提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さい。

敬具

## 記

## 1. 会計基準案の第 8 項について

## 【コメント】

以下のように網掛けで示している「債務」の 2 文字を追加し、第 17 項に記載のとおり勤務費用は割り引いて計算することを明示することが適切であると考えます。

「勤務費用」とは、1 期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付債務をいう。

## 【参考】

## （勤務費用の計算）

17. 勤務費用は、退職給付見込額のうち当期に発生したと認められる額を割り引いて計算する。

## 2. 適用指針案の第 24 項について

## 【コメント】

第二段落において、「単一の加重平均割引率を適用すること」は、原則以外の方法ではなく、「割引率に給付の見込期間を反映させる」ことを達成するため、しばしば採用されている実務的な方法であることを、IAS19 と同様に記載すべきものと考えます。

## 【理由】

公開草案には、「割引率は、給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる。」と記載されています。

一方、IAS19 の第 80 項には「割引率には、給付の見積時期を反映させる。実務上、企

業はしばしば、給付支払の見積時期及び金額並びに給付を支払うべき通貨を反映した単一の加重平均割引率を適用することによって、これを達成する。」と記載されています。

実務における割引率の決定方法について、公開草案とIAS19とは次のとおり、大きな隔たりがあると考えます。

公開草案：割引率の決定方法の原則的な考え方として、「給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用する」ことが明示されています。

そして、単一の加重平均割引率の使用は原則的な考え方から外れるものの、実務上の使用として認める、という位置付けがなされています。

IAS19：「割引率には、給付の見積時期を反映させる」という考え方は記載されているものの、それを達成するための実務上の原則的方法は示されていません。

より明確には「給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用する」ことは記載されておりません。

第二センテンスにおいては、しばしば採用されている実務として「単一の加重平均割引率を適用すること」により「割引率には、給付の見積時期を反映させる」ことを達成していることが例示されており、この方法は原則的な考え方を達成するための方法として記載されています。

以上の差異を解消して、国際会計基準とのコンバージェンスを達成するための観点から、上記のコメントを提出するものです。

以上